

第3回 岡崎市公契約条例協議

参考資料

令和7年2月

目次

1	労働環境報告書案	－	3
2	労働者向け配布チラシ案	－	4
3	ホームページ掲載用説明資料案	－	6
4	ホームページ掲載用説明資料案（事業者向け）	－	13
5	ホームページ掲載用事務フロー案	－	21
6	労働環境報告書等提出フォーム案	－	25
7	労働者向けアンケートフォーム案	－	27

労働環境報告書

区分	項 目	回答
労働条件	① 賃金、労働時間、その他の労働条件を各労働者に書面で明示していますか。	
	② 常時使用する労働者が10人以上の場合に、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示するなど、法令に従った方法で労働者に周知していますか。 (常時使用する労働者が10人未満の場合は、「／」を記入してください。)	
	③ 法定労働時間（1日8時間以内かつ1週40時間以内）を超えて労働時間の延長または休日労働を行わせる場合に、所轄の労働基準監督署長に時間外・休日労働協定（36協定）を届け出ていますか。（協定で定めることができる時間外労働の上限は、原則として月45時間・年360時間） (労働時間の延長または休日労働を行わない場合は、「／」を記入してください。)	
	④ 法定の年次有給休暇を付与していますか。（年次有給休暇は、雇入れの日から6か月間継続勤務し、8割以上出勤した労働者に対して10日付与され、その後は継続勤務年数に応じて最大20日まで付与されます。また全ての使用者は、年5日の年次有給休暇を労働者に取得させる義務があります。)	
	⑤ 労働者名簿及び賃金台帳を整備し、労働者の労働時間（時間外・休日と深夜の労働時間数）を記載していますか。	
安全衛生	⑥ 事業場ごとに安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者、衛生推進者を選任していますか。（常時使用する労働者が10人未満の場合は、「／」を記入してください。)	
	⑦ 機械等による負傷や粉じん等に起因する疾病などの労働災害を防止する措置を行っていますか。	
	⑧ 雇入れ時及び労働者の作業内容を変更したときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行っていますか。	
	⑨ 雇入れ時及びその後1年に1回、定期的に健康診断を行っていますか。	
	⑩ 1年に1回、定期的に心理的なストレスを把握するための検査（ストレスチェック）を行っていますか。（常時使用する労働者が50人未満であり、かつ検査を行っていない場合は、「／」を記入してください。)	
賃金	⑪ 賃金を通貨で全額、労働者に直接、毎月1回以上、一定の期日に支払っていますか。（口座振込を含む。)	
	⑫ 時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を法令どおり支払っていますか。（時間外又は深夜：2割5分以上、休日：3割5分以上、時間外かつ深夜：5割以上、休日かつ深夜：6割以上、月60時間を超える時間外の超えた部分：5割以上）	
	⑬ 地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。 (※対象の労働者のうち、一部の方が最低賃金の減額特例を受けている場合は「○＋特例」、全員が特例を受けている場合は「特例」と記入してください。)	
下請負	⑭ 本件契約に係る業務に下請負者がある場合、公契約条例の趣旨を説明し、理解を得ていますか。	
	⑮ 本件契約に係る業務に下請負者がある場合、国土交通省の建設業法令遵守ガイドライン又は公正取引委員会の下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準を理解し、建設業法又は下請代金支払遅延等防止法の規定を遵守していますか。	
取組内容	⑯ 労働環境の改善のための取組があれば、その内容を記入してください。	

※ 「回答」欄には、「○」または「×」、該当しない場合は「／」を記入してください。

(宛先) 岡 崎 市 長

当該業務の労働環境について、上記記載内容に相違ありません。

令和 年 月 日

契 約 名

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

担当者連絡先

(所属名、氏名、電話)

その労働環境は 違法かも！

確かめよう！ 労働条件

有給休暇
はきちんと
ありますか？

定期健診
は行ってま
すか？

時間外労働
は割増賃金
ですか？

愛知県の
最低賃金は
〇〇〇〇円
(20××年
10月現在)



「岡崎市公契約条例」ってナニ？

岡崎市との契約を「公契約」といいます。条例に基づき、この現場の契約に関わる会社（※）は、**労働環境報告書**を現場に掲示等しています。

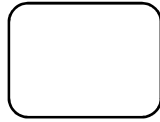
従事される労働者の皆様は、内容に間違いが無いか確認をお願いします！

※会社…元請会社と、50万円以上の契約をした下請会社に限ります。

労働環境報告書とは

有給休暇を与えているか、割増賃金を支払っているかなど、労働者の労働環境のためのルールを守っているかについて、各社が○×で回答を記入するものです。

労働環境報告書の取組について、詳しい内容を岡崎市ホームページで紹介しております。ぜひ御覧ください。→

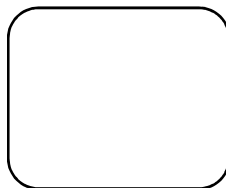


アンケートにご協力ください！

- 労働環境報告書の内容を確認する取組について、市役所に意見を伝えたい。
- このチラシのここが分かりにくい。



などについて、匿名のアンケートで市役所に伝えることができます。↓からアンケートの提出にお進みいただけます。



労働環境報告書の内容が実態と違う、報告書を見たことがない、という場合もアンケートで報告が可能です。

アンケートではその他の質問も用意しています。回答は3分程度で終わりますので、是非御回答ください。

岡崎市は、公契約を通して公共事業に携わる皆様が働きやすい環境を目指します！

岡崎市公契約条例とその取組について紹介します。



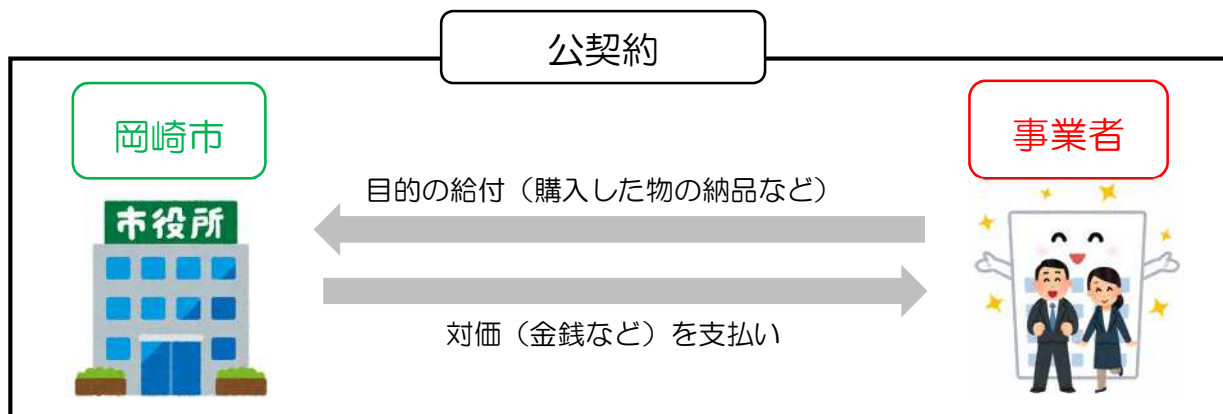
令和7年4月1日
岡崎市総務部契約課

岡崎市公契約条例とは

岡崎市と事業者が結ぶ、公契約（※）に関する条例です。

令和元年 12 月に制定、令和 2 年 4 月から施行しています。

※…市が契約した売買、請負などの契約で、市が契約の目的の給付（購入した物の納品、役務の提供など）に対して対価（金銭など）を支払うもの



条例の目的

公契約に関しての市と事業者の責務を明らかにし、以下の①～④を実現することを目的とします。

- ① 事業者等の安定した経営環境の確保
- ② 公契約に従事する労働者の適正な労働条件の確保
- ③ 市民サービスの充実と品質の確保
- ④ 事業者の取組の評価による社会的な価値の実現

市民生活の向上と
地域経済の健全な発展に寄与



基本方針

目的の実現のための岡崎市の取組についての基本方針を、以下のように定めています。

① 入札などの契約の手続きにおける透明性と公正性の確保

不正のない、適正で公正公平な契約の実施を図ります。

② 入札における最低制限価格と低入札価格調査制度の活用

適正に履行をすることが不可能な金額で契約されることの防止や、品質確保などができる入札を行います。

※ 最低制限価格制度は、入札価格の下限額を設定するもの。これを下回る入札価格の者は落札者となれない。

※ 低入札価格調査制度は、あらかじめ設定された価格を下回る入札価格の者が、最安（又は最高評価値）だった場合に、適正な契約履行が可能かどうか調査をするもの。

③ 直近の取引価格等の反映、見積による適正な予定価格

実勢価格を反映した予定価格を設定することで、入札参加者に負担を強いる安価な入札価格に誘導することや、過度な公費の支出が、行われないようにします。

※ 予定価格は、入札価格の上限額。これを上回る入札価格の者は落札者となれない。

④ 入札における総合評価落札方式の活用

入札価格以外の要素も考慮し契約することで、環境の保全などの社会的な価値の実現を図ります。

※ 総合評価落札方式は、入札価格とその入札者の評価点をもとに評価値を算出し、評価値が最も高いものを落札者とする方式。

⑤ 公契約に従事する労働者の労働環境の整備

労働者の適正な労働条件の確保など、労働環境の整備を図ります。

最新の地域別最低賃金は、厚生労働省HPの「地域別最低賃金の全国一覧」をチェック

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisa_kunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/

⑥ 市内事業者の受注機会の確保

地域経済の活性化、育成及び健全な発展のため、競争性の配慮をしつつ市内事業者の受注機会の確保に努めます。

労働環境報告書について

雇用する労働者の労働環境等に関して、法令に基づくルールを守っているかどうかを、事業者等が記入した報告書です。

労働環境報告書には、労働環境に関するルールについての質問が書かれており、事業者がそれに「○」や「×」などで回答を記入します。

労働環境報告書の内容を読めば、その報告書を記載した事業者がルールに違反している可能性があるかどうか、確認することができます。

例えば、労働時間などの労働条件は、原則として書面（※）で労働者に明示しなければなりませんが、「回答」が「×」になっている場合、ルールに違反している可能性があります。



そのほかにも、定期の健康診断の実施、時間外労働等の割増賃金の支払いなど、事業者が守らなければならないルールについての質問が設けられています。

※…労働者が希望した場合は、メールなど（出力して書面を作成できるものに限る）も可

事業者等が市に提出した労働環境報告書は、労働者が内容を確認できるよう、現場事務所等に掲示又は配置することを元請会社へ依頼いたします。

一人親方の処遇について、社員との違いや労災保険の適用などが、国土交通省のリーフレット「みんなで目指す クリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界」で説明されています

一人親方として従事されている方は、リーフレットを御覧いただき、御自身の処遇に問題がないかどうか、御確認ください。

国土交通省のリーフレット

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001448684.pdf>

労働環境報告書の内容に疑義があった場合

労働者が労働環境報告書を確認した際に、報告書の内容に疑義（記入内容と実態が違う）があった場合は、最寄りの労働基準監督署へ相談をしてください。

労働基準監督署では、賃金、労働時間、解雇などの法令違反などについての相談を受け付けています。

また、労働基準行政の各相談窓口が、厚生労働省のウェブサイトで紹介されています。

厚生労働省ウェブサイト

「労働基準行政の相談窓口」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/kijyungaiyou/kijyungaiyou06.html



岡崎市が用意した、労働環境確認措置に関するアンケートフォームから、労働環境報告書に記入された内容が、実態と合っているか否かを、選択式で回答（申出）をすることができます。

実態と合っていないと回答（申出）があった場合、岡崎市は以下の対応をとります。

- ・ 現在契約中の、労働環境確認措置の対象の工事等を受注する事業者の全者に対し、その回答内容を周知
- ・ 下請負者にもその内容を周知するよう、事業者へ依頼

※ 指定管理者、PFI 事業の選定事業者にも周知

※ 疑義の内容以外の情報（契約名等）は周知しません。

なお、アンケートの提出は匿名になります。

アンケートフォームへは、各現場で掲示又は配布をしている「案内チラシ」からお入りください。

アンケートの御協力について

公契約に従事する労働者向けに、労働環境確認措置に関するアンケートフォームを用意しています。アンケートに御協力をお願いいたします。

提出していただいたアンケートは、今後、公契約条例や、労働環境確認措置の内容について、見直しをする際の検討資料となります。多くのアンケートをいただくことで、公契約条例の目的を達成するための、より効果的なやり方につながりますので、是非御協力をお願いいたします。

なお、「労働環境報告書の内容に疑義があった場合」にて記載のとおり、アンケートから、労働環境報告書の回答が実態と合っているかについて、回答することができます。アンケートを提出される前に、必ず「労働環境報告書の内容に疑義があった場合」を御一読ください。

アンケートフォームへは、各現場で掲示又は配布をしている「配布チラシ」からお入りください。



問い合わせ先

岡崎市総務部契約課

TEL0564-23-6067 FAX0564-23-6630

公契約条例に関する事務について (事業者向け)



令和7年4月1日
岡崎市総務部契約課

公契約条例に関する事務について

岡崎市では、岡崎市公契約条例に基づき、市が発注した契約の一部(※)において、**労働環境確認措置**の取組を行っています。

労働環境確認措置の対象の工事等を受注される事業者等におかれましては、必要な書類の作成、提出等の手続きをお願いいたします。

※契約の一部…労働環境確認措置の対象となる契約は、以下のとおりです。

契約種別	対象金額
工事	予定価格 1 億 5,000 万円以上
業務	予定価格 1 億 5,000 万円以上
PFI 事業の契約（公共施設等運営事業の契約を除く。）	予定価格 1 億 5,000 万円以上
指定管理	指定管理料の上限額を積算する収支予算書の支出額が、1 億 5,000 万円以上

労働環境確認措置の目的

岡崎市が発注した工事等に従事する労働者が、適正な労働環境で働いているかを確認することが目的です。

違法な環境で働いている場合、契約の目的物（建てられた建物や、提供されるサービスなど）の品質に影響を及ぼす恐れがあります。

必要な手続きの概要（詳細は後述）

① 労働環境報告書の提出と掲示等

元請事業者等は、労働環境報告書に必要事項を記入のうえ、岡崎市契約課に提出してください。

一部受注をする下請負者は、元請事業者等に労働環境報告書を提出していただき、元請事業者等は下請負者の労働環境報告書を取りまとめの上、岡崎市契約課に御提出ください。

また、岡崎市に提出した労働環境報告書を、工事等の現場（現場事務所等）に掲示等していただき、従事する労働者が内容を確認できるようにしてください。

※ 元請事業者等は、工事・業務の元請事業者、PFI 事業の契約の選定事業者、指定管理の指定管理者を指します。

② 配布チラシの掲示等

元請事業者等は、市ホームページに掲載の「配布チラシ」を印刷し、工事等の現場（現場事務所等）に掲示するか、従事する労働者に配布してください。

③ 施工体系図又は業務等実施体系図の提出

元請事業者等は、施工体系図又は業務等実施体系図を作成し、岡崎市に提出してください。

提出先：施工体系図…事業担当課

業務等実施体系図…契約課

④ 現場説明会の実施

労働環境確認措置の対象の工事等に従事する労働者が、その確認措置の取組について現場で説明を受けることを希望した場合は、岡崎市職員が現場に赴き説明会を実施いたします。元請事業者等は、実施の調整に御協力ください。

⑤ 労働環境報告書の疑義についての周知

従事する労働者から、労働環境報告書の内容について疑義の申し出が岡崎市に対してあった場合、その内容を、労働環境確認措置の対象の工事等を受注中のすべての元請事業者等に周知いたします。元請事業者等は、下請負者にその内容の周知をしてください。

①ー1 労働環境報告書の提出と掲示

(1) 労働環境報告書の用意

元請事業者等は岡崎市と契約（協定）の締結後、岡崎市ホームページ「岡崎市公契約条例について」から労働環境報告書の様式をダウンロードし、回答欄等の必要事項を記入してください。

「岡崎市公契約条例について」

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1401/1411/p025699.html>

(2) 労働環境報告書の提出

提出用フォーム「〇〇」から、労働環境報告書を提出してください。

「〇〇」



※ 提出された労働環境報告書は岡崎市契約課で収受し、契約課から事業担当課へ渡します。

(3) 下請負者の労働環境報告書

一部受注をする下請負者がいる場合、元請事業者等は下請負者へ労働環境報告書の作成を依頼していただき、取りまとめの上、(2)のとおり提出してください。

※ 労働環境報告書の提出が必要な事業者等は、次ページの「労働環境報告書の提出が必要な事業者等」を御確認ください。

(4) 労働環境報告書の掲示等

岡崎市に提出した労働環境報告書を印刷の上、工事等の現場（現場事務所等）に掲示等し、従事する労働者が、自身が所属する事業者等の労働環境報告書を確認できるようにしてください。

※ 掲示できる場所が無い場合は、簿冊を用意し据え置いていただくなどして、労働者が確認できるようにしてください。

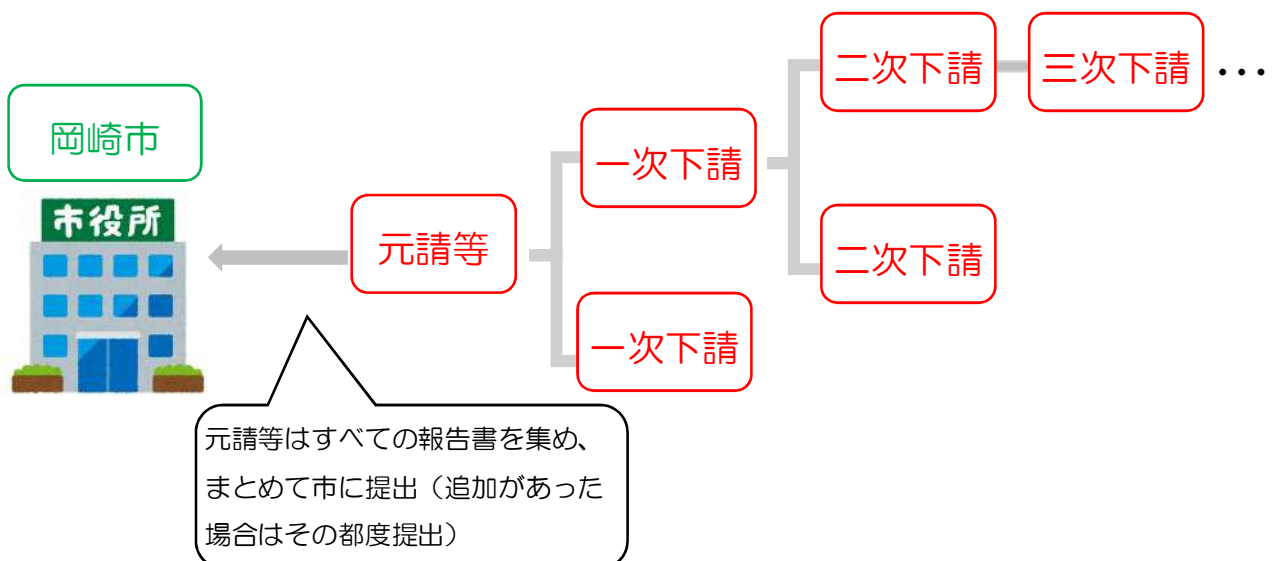
※ 掲示等をした日を、提出用フォーム「〇〇」から報告してください（複数回に分けて掲示等をする場合は、初回の日を報告してください）。

①－２ 労働環境報告書の提出と掲示

労働環境報告書の提出が必要な事業者等

契約種別	報告書の提出が必要な事業者等
工事・業務	元請事業者と下請負者 ※一人親方と、50 万円未満の一部受注をした下請負者は除きます。単価契約の下請負者の場合、予定数量に基づく予定総額が 50 万円未満の場合は提出不要です。 ※施工体系図、業務等実施体系図に記載しない下請負者の提出は不要です。
PFI 事業の契約（公共施設等運営事業の契約を除く。）	選定事業者
	工事の請負（契約金額 1 億 5,000 万円以上）に係る下請負者とすべての下請負者
	業務の委託（契約金額 1 億 5,000 万円以上）に係る下請負者
指定管理	指定管理者
	業務の委託（契約金額 1 億 5,000 万円以上）に係る下請負者

労働環境報告書 提出の流れ



② 配布チラシの掲示等

(1) 配布チラシの用意

元請事業者等は、岡崎市ホームページ「岡崎市公契約条例について」から配布チラシをダウンロードしてください。

「岡崎市公契約条例について」

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1401/1411/p025699.html>

(2) 配布チラシの掲示等

元請事業者等は配布チラシを印刷し、工事等の現場（現場事務所等）に掲示するか、従事する労働者に配布し、労働者が内容を確認できるようにしてください。

※ 印刷は、白黒印刷で差し支えありません。

※ 掲示等をした日を、提出用フォーム「〇〇」から報告してください。

「〇〇」



③ 施工体系図又は業務等実施体系図の提出

(1) 工事の場合（PFI 事業契約の工事の下請負を含む）

元請事業者等は岡崎市公共工事特記仕様書等に基づき、事業担当課（発注担当課）へ施工体系図を提出してください。

(2) 工事以外の場合

元請事業者等は、岡崎市ホームページ「岡崎市公契約条例について」から業務等実施体系図をダウンロードし、必要事項を記入の上、提出用フォーム「〇〇」から提出してください。

※ 提出された業務等実施体系図は岡崎市契約課で収受し、契約課から事業担当課へ渡します。

「岡崎市公契約条例について」

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1401/1411/p025699.html>

「〇〇」



④ 現場説明会の実施

(1) 現場説明会の調整

工事等に従事する労働者が、労働環境確認措置の取組について現場で説明を受けることを希望した場合は、岡崎市から元請事業者等に説明会の日程調整を依頼いたします。

※ 現場説明会の希望は、従事する労働者向けのアンケートフォームを通して、労働者から契約課へ匿名で受け付けます。

※ 説明会の希望があった日の2週間後の開催を目途に調整を依頼いたします。

(2) 説明会実施の周知

説明会実施日が決まったのち、元請事業者等は現場説明会を実施することについて、従事する労働者に対し周知をしてください。

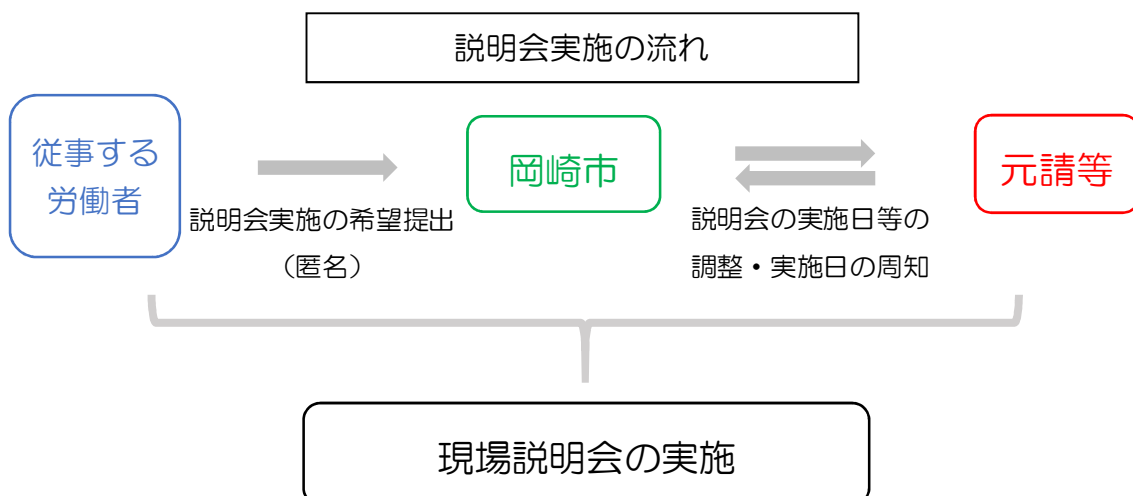
(3) 説明会の実施

岡崎市契約課及び事業担当課の職員が現場に赴き、従事する労働者に対し労働環境確認措置の取組について説明を実施いたします。

※ 説明の時間は10分程度を予定しています。

(4) 再度希望があった場合

説明会実施後、再び説明会実施の希望があった場合は、再度現場説明会の実施について元請事業者等に調整を依頼いたします。



⑤ 労働環境報告書の疑義についての周知

(1) 労働環境報告書の疑義の申し出についての連絡

工事等に従事する労働者が、労働環境報告書の内容に疑義があると申し出た場合、岡崎市から元請事業者等に、その内容を連絡いたします。

※ 疑義の例は、報告書を作成した事業者が、実際には法令に違反する対応をしているにもかかわらず、報告書の回答に「○」（法令を遵守している）と回答をしているケースです。

※ 労働環境報告書の疑義の申し出は、従事する労働者向けのアンケートフォームを通して、労働者から契約課へ匿名で受け付けます。

※ 疑義の内容の連絡は、労働環境確認措置の対象の工事等を受注中（指定管理中）の元請事業者等にもみ連絡いたします。

※ 連絡する内容は、労働環境報告書の各回答項目のうち、どの項目について疑義があるかという内容になります。対象の契約名など、そのほかの情報はお伝えいたしません。

(2) 下請負者への周知

労働環境確認措置の対象の工事等において下請負者がいる場合、元請事業者等から下請負者へ、疑義の内容について周知をお願いいたします。

その他

岡崎市による労働環境報告書の内容の調査等について

事業者等から岡崎市に提出された労働環境報告書の内容に、法令違反の疑義があった場合、岡崎市契約課が当該事業者等に対し調査をいたします。

調査の結果、労働環境の改善が必要と判断した場合、当該事業者等に労働環境改善通知書を渡します。

労働環境改善通知書を渡された事業者等は、改善を図り、その内容に基づき労働環境改善報告書を作成し、契約課へ提出してください。

契約課は報告書の内容をもとに改善の有無を判断し、改善がなされず不適切な労働環境であると確認した場合は、労働基準監督署へ相談いたします。

問い合わせ先

岡崎市総務部契約課 TEL0564-23-6067 FAX0564-23-6630

入札の場合の事務フロー			
注意事項 労働環境報告書の提出対象者は、以下のとおりです。 ・元請事業者 ・50万円以上の一部受注をするすべての下請負者（二次以降を含む。一人親方は提出の対象外） ※施工体系図又は業務等実施体系図に記載しない者は対象外です。 ※下請分の報告書は元請がまとめて市に提出してください。			
受注事業者	契約に従事する労働者	岡崎市	摘要
入札公告・指名通知書を確認 入札公告・指名通知書に労働環境確認措置の対象であることを明示 契約締結 契約締結 労働環境報告書・施工体系図（業務等実施体系図）の提出 労働環境報告書・施工体系図（業務等実施体系図）の受理 労働環境報告書と配布チラシを現場に掲示・配布 労働環境報告書と配布チラシを確認 労働環境報告書と配布チラシを現場に掲示・配布した日を報告 掲示・配布した日を確認 アンケートの提出・現場説明会の希望を届出 現場説明会の希望を確認 現場説明会の日程調整 現場説明会の日程調整 現場説明会実施の周知（2週間程度） 現場説明会の日程確認 現場説明会の実施・参加 労働環境報告書の内容に係る疑義の申出を提出（アンケートから） 疑義の申出を確認 疑義の申出の内容を確認 疑義の申出の内容を周知 疑義の申出の内容を下請負者に周知			労働環境報告書等は提出用フォーム「〇〇」から提出してください。労働環境報告書の提出対象は注意事項参照（元請が下請分をまとめて提出）。 掲示・配布した日の報告は提出用フォーム「〇〇」から報告してください。 アンケート・説明会の希望は提出用フォーム「□□」から提出してください。 現場説明会の希望があった日の2週間後の開催を目途に調整 疑義の申出は提出用フォーム「□□」から提出してください。 労働環境確認措置の対象のうち、現在契約中（指定管理中）のものを受注等しているすべての事業者にも周知します。 受注事業者から、労働環境報告書の対象者へ周知をしてください。
備考 提出用フォーム「〇〇」：http 提出用フォーム「□□」：現場等に配布された「配布チラシ」からアクセスしてください。			

随意契約の場合の事務フロー			
注意事項 労働環境報告書の提出対象者は、以下のとおりです。 ・元請事業者 ・50万円以上の一部受注をするすべての下請負者（二次以降を含む。一人親方は提出の対象外） ※施工体系図又は業務等実施体系図に記載しない者は対象外です。 ※下請分の報告書は元請がまとめて市に提出してください。			
受注事業者	契約に従事する労働者	岡崎市	摘要
見積依頼の内容を確認 ↓ 契約締結 ↓ 労働環境報告書・施工体系図（業務等実施体系図）の提出 ↓ 労働環境報告書と配布チラシを現場に掲示・配布 ↓ 労働環境報告書と配布チラシを現場に掲示・配布した日を報告	見積依頼時に労働環境確認措置の対象であることを伝達 ↓ 契約締結 ↓ 労働環境報告書・施工体系図（業務等実施体系図）の受理 ↓ 労働環境報告書と配布チラシを確認 ↓ 現場説明会の希望を確認 ↓ 現場説明会の日程調整 ↓ 現場説明会実施の周知（2週間程度） ↓ 現場説明会の実施・参加 ↓ 疑義の申出の内容を確認 ↓ 疑義の申出の内容を下請負者に周知	見積依頼時に労働環境確認措置の対象であることを伝達 ↓ 契約締結 ↓ 労働環境報告書・施工体系図（業務等実施体系図）の受理 ↓ 労働環境報告書と配布チラシを確認 ↓ 現場説明会の希望を確認 ↓ 現場説明会の日程調整 ↓ 現場説明会実施の周知（2週間程度） ↓ 現場説明会の実施・参加 ↓ 疑義の申出の内容を確認 ↓ 疑義の申出の内容を下請負者に周知	
			労働環境報告書等は提出用フォーム「〇〇」から提出してください。労働環境報告書の提出対象は注意事項参照（元請が下請分をまとめて提出）。
			掲示・配布した日の報告は提出用フォーム「〇〇」から報告してください。
			アンケート・説明会の希望は提出用フォーム「□□」から提出してください。
			現場説明会の希望があった日の2週間後の開催を目途に調整
			疑義の申出は提出用フォーム「□□」から提出してください。
			労働環境確認措置の対象のうち、現在契約中（指定管理中）のものを受注等しているすべての事業者に周知します。
			受注事業者から、労働環境報告書の対象者へ周知をしてください。
備考 提出用フォーム「〇〇」：http 提出用フォーム「□□」：現場等に配布された「配布チラシ」からアクセスしてください。			

指定管理の場合の事務フロー			
注意事項 労働環境報告書の提出対象者は、以下のとおりです。 ・指定管理者 ・契約金額が1.5億円以上の業務の下請負者（指定管理者と直接契約する者のみ） ※業務等実施体系図に記載しない者は対象外です。 ※下請分の報告書は指定管理者がまとめて市に提出してください。			
公募参加者／指定管理者	契約に従事する労働者	岡崎市	備考
募集要項・基本協定書案等を確認		公募又は交渉時に、募集要項等に公契約条例に係る取組への協力の内容を明記	
↓		↓	
基本協定締結		基本協定締結	
↓			
労働環境報告書・業務等実施体系図の提出		労働環境報告書・業務等実施体系図の受理	労働環境報告書等は提出用フォーム「〇〇」から提出してください。 労働環境報告書の提出対象は注意事項参照（指定管理者が下請分をまとめて提出）。
↓			
労働環境報告書と配布チラシを現場に掲示・配布	労働環境報告書と配布チラシを確認		
↓			
労働環境報告書と配布チラシを現場に掲示・配布した日を報告		掲示・配布した日を確認	掲示・配布した日の報告は提出用フォーム「〇〇」から報告してください。
	アンケートの提出・現場説明会の希望を届出	現場説明会の希望を確認	アンケート・説明会の希望は提出用フォーム「□□」から提出してください。
		↓	
現場説明会の日程調整		現場説明会の日程調整	現場説明会の希望があった日の2週間後の開催を目途に調整
↓			
現場説明会実施の周知（2週間程度）	現場説明会の日程確認		
現場説明会の実施・参加			
	労働環境報告書の内容に係る疑義の申出を提出（アンケートから）	疑義の申出を確認	疑義の申出は提出用フォーム「□□」から提出してください。
		↓	
疑義の申出の内容を確認		疑義の申出の内容を周知	労働環境確認措置の対象のうち、現在契約中（指定管理中）のものを受注等しているすべての事業者へ周知します。
↓			
疑義の申出の内容を下請負者に周知			指定管理者から、労働環境報告書の対象者へ周知をしてください。
備考 提出用フォーム「〇〇」：http 提出用フォーム「□□」：現場等に配布された「配布チラシ」からアクセスしてください。			

PFI事業の契約の場合の事務フロー

注意事項			
労働環境報告書の提出対象者は、以下のとおりです。 ・選定事業者 ・契約金額が1.5億円以上の工事の請負に係る下請負者と、その工事の50万円以上の一部受注する下請負者（二次以下の者を含む。一人親方は提出の対象外） ・契約金額が1.5億円以上の業務の請負に係る下請負者 ※施工体系図又は業務等実施体系図に記載しない者は対象外です。 ※下請分の報告書は選定事業者がまとめて市に提出してください。			
優先交渉権者／選定事業者／SPC	契約に従事する労働者	岡崎市	備考
事業仮契約書（案）等を確認		公募時に、契約書案等に公契約条例に係る取組への協力の内容を明記	
PFI事業契約の締結		PFI事業契約の締結	
労働環境報告書・施工体系図（業務等実施体系図）の提出		労働環境報告書・施工体系図（業務等実施体系図）の提出	労働環境報告書等は提出用フォーム「〇〇」から提出してください。 労働環境報告書の提出対象は注意事項参照（選定事業者が下請分をまとめて提出）。
労働環境報告書と配布チラシを現場に掲示・配布		労働環境報告書と配布チラシを確認	
労働環境報告書と配布チラシを現場に掲示・配布した日を報告		掲示・配布した日を確認	掲示・配布した日の報告は提出用フォーム「〇〇」から報告してください。
アンケートの提出・現場説明会の希望を届出		現場説明会の希望を確認	アンケート・説明会の希望は提出用フォーム「□□」から提出してください。
現場説明会の日程調整		現場説明会の日程調整	現場説明会の希望があった日の2週間後の開催を目途に調整
現場説明会実施の周知（2週間程度）		現場説明会の日程確認	
現場説明会の実施・参加			
労働環境報告書の内容に係る疑義の申出を提出（アンケートから）		疑義の申出を確認	疑義の申出は提出用フォーム「□□」から提出してください。
疑義の申出の内容を確認		疑義の申出の内容を周知	労働環境確認措置の対象のうち、現在契約中（指定管理中）のものを受注等しているすべての事業者に周知します。
疑義の申出の内容を下請負者に周知			選定事業者から、労働環境報告書の提出対象者へ周知をしてください。
備考			
提出用フォーム「〇〇」：http 提出用フォーム「□□」：現場等に配布された「配布チラシ」からアクセスしてください。			

労働環境報告書等提出フォーム

入力の状況

50%

回答入力フォーム

労働環境報告書等提出フォーム

会社名 必須

御社のお名前を御記入ください。

担当者名 必須

御社の御担当者の方のお名前を御記入ください。

連絡先電話番号 必須

御担当者の方の連絡先電話番号を御記入ください。

連絡先メールアドレス 必須

御担当者の方の連絡先メールアドレスを御記入ください。

※労働環境確認措置等に関することで岡崎市から周知事項がある場合、こちらのアドレス宛に送らせていただきます。

契約名 必須

対象の工事、業務等の契約名を御記入ください。

※指定管理の場合は、対象の施設名を御記入ください。

履行場所 任意

対象の工事、業務等の履行場所を御記入ください。

（例：岡崎市十王町地内）

※PFI事業の契約又は指定管理の場合は記入不要です。

労働環境報告書の添付 任意

労働環境報告書のファイルを添付してください。

ファイルが複数ある場合は、ひとつのzipファイルにまとめていただき添付をお願いいたします。

※ファイルの添付は10MBまでです。



ファイルを選択…

業務等実施体系図の添付 任意

業務等実施体系図のファイルを添付してください。

ファイルが複数ある場合は、ひとつのzipファイルにまとめていただき添付をお願いいたします。

※ファイルの添付は10MBまでです。
※工事の施工体系図は事業担当課に提出してください。

 ファイルを選択…

労働環境報告書の掲示日 任意

労働環境報告書を現場に掲示した日を選択してください。
※すでに本ページから報告済みの場合は選択する必要はありません。



配布チラシの掲示・配布日 任意

配布チラシを現場に掲示（又は従事する労働者に配布）した日を選択してください。
※すでに本ページから報告済みの場合は選択する必要はありません。



次へ進む

回答を一時保存する

岡崎市公式ページとして株式会社グラファーが運営しています。

株式会社グラファーはプライバシーマークとIS 689557 / ISO27001 及び
CLOUD 806590 / ISO27017を取得しています。



IS 689557 / ISO 27001
CLOUD 806590 / ISO27017

[運営会社](#)

[利用規約](#)

[Grafferアカウント利用規約](#)

[プライバシーポリシー](#)

[よくあるご質問](#)

[Graffer スマート申請 ウェブアクセシビリティ方針](#)

© 2017 Graffer, Inc.

労働環境報告書等についての労働者向けアンケート

入力の状況

50%

回答入力フォーム

労働環境報告書等についての労働者向けアンケート

工事・業務等名 必須

あなたが従事されている工事、業務、施設などの名前を選択してください。

選択肢に無い場合は、「その他」を選択してから直接入力していただくか、「不明」を選択してください。

選択してください

労働環境報告書について 必須

作業等の現場で、あなたが所属する会社の、労働環境報告書を見たことがありますか。

☐ 見たことがある

☐ 見たことがない

労働環境報告書の内容について 必須

あなたが所属する会社の、労働環境報告書の回答内容について、実態と合っていない（事実でない）と感じる回答がありますか。

☐ 実態と合っていないと感じる回答はない

☐ 実態と合っていないと感じる回答がある

☐ 分からない

労働環境報告書の実態と合っていない回答について 必須

実態と合っていない回答を選択してください（複数可）。

選択内容は、岡崎市役所と契約中の元請・下請（※）に周知します（工事・業務名は周知しません）。※労働環境報告書を提出する必要がある契約を受注中の元請・下請に限る。

☐ 回答①（賃金、その他の労働条件を各労働者に書面で明示。）

☐ 回答②（常時使用する労働者が10人以上の場合に、就業規則を作成し、労働者に周知しているか。）

☐ 回答③（所轄の労働基準監督署長に時間外・休日労働協定（36協定）を届け出ているか。）

☐ 回答④（法定の年次有給休暇を付与しているか。）

☐ 回答⑤（労働者名簿及び賃金台帳を整備し、労働者の労働時間を記載しているか。）

☐ 回答⑥（事業場ごとに安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者等を選任しているか。）

☐ 回答⑦（機械等による負傷や粉じん等に起因する疾病などの労働災害を防止する措置を行っているか。）

☐ 回答⑧（雇入れ時及び労働者の作業内容を変更したときは、安全衛生教育を行っているか。）

☐ 回答⑨（雇入れ時及びその後1年に1回、定期的に健康診断を行っていますか。）

☐ 回答⑩（1年に1回、定期的にストレスチェックを行っているか。）

☐ 回答⑪（賃金を通貨で全額、労働者に直接、毎月1回以上、一定の期日に支払っているか。）

☐ 回答⑫（時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を法令どおり支払っているか。）

☐ 回答⑬（地域別最低賃金以上の賃金を支払っているか。）

☐ 回答⑭・⑮（下請がいる場合に公契約条例の趣旨を説明しているか。建設業法等を遵守しているか。）

労働環境に関するルールについて① 必須

会社が、賃金、労働時間、その他の労働条件を、各労働者に書面で明示しなければならないことを、知っていましたか（労働者が希望した場合はメール等も可）。

☐ 知っていた。

☐ 知らなかった。

労働環境に関するルールについて② 必須

会社が、常時使用する労働者について、雇入れ時とその後1年に1回、定期的に健康診断を行う必要があることを、知っていましたか。

☐ 知っていた。

☐ 知らなかった。

労働環境に関するルールについて③ 必須

会社が、時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を支払う必要があることを、知っていましたか。

☐ 知っていた。

☐ 知らなかった。

配布チラシについて 必須

配布チラシ（「その労働環境は違法かも」で始まるチラシ）の内容は、分かりやすいですか。

☐ 分かりやすい。

☐ 分かりにくい。

☐ 何とも言えない。

現場での説明会の実施について 任意

労働環境報告書等の説明のため、岡崎市職員が、現場事務所等で直接説明を行うことを希望しますか。

※希望があった場合は現場にて説明会を行います。

※工事、業務、施設名から契約が特定できない場合は、説明会が実施できませんので、御注意ください。

選択してください

岡崎市役所に求める取組について 任意

労働環境のルールを、会社が守らないようなことが無いようにするために、岡崎市役所に求める取組があれば記入をしてください。

次へ進む

回答を一時保存する

岡崎市公式ページとして株式会社グラファーが運営しています。

株式会社グラファーはプライバシーマークとIS 689557 / ISO27001 及び
CLOUD 806590 / ISO27017を取得しています。